

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1)「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承

【目標】①

「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進

ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合

【測定指標の選定理由】

米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)に掲げられた食生活に係る目標値(「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、目標値70%以上(H32))に準じて設定した。

日本型食生活の実践に取り組む人の割合

(単位:%)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実績値	61	62	—	—
目標値	65	67	68	70

出典:農林水産省消費・安全局「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」

【その他参考資料】

日本型食生活の実践に取り組む人の割合

項 目	「実践している」または「おおむね実践している」と回答した者(人)	割合(%)
主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとる	2,024	62
ごはんなどの穀類をしっかりとする		
牛乳、乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとる		
動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる		
日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味を継承	3,625	100
全 体		

出典:農林水産省消費・安全局「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」

イ 農林漁業体験を経験した国民の割合

【測定指標の選定理由】

消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、第3次食育推進基本計画において、「農林漁業体験を経験した国民を増やす」ことについて、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を図ることとしているため、測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を平成32年度までに40%以上とする」目標をもとに、その経過年次に目標値を設定した。

年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。

農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合

(単位:%)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実績値	36	37	—	—
目標値	38	38	39	40

出典:農林水産省消費・安全局「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」

【その他参考資料】

(6) 農林漁業体験への参加経験の割合

家族の中での農林漁業体験への参加について、参加したことのある人が「いる」は37.3%、「いない」は62.6%となっている。

地域別にみた「いる」は、地方圏(41.6%)が東京・近畿圏(34.5%)を7.1ポイント上回っている。

(%)

	全 体 (n=3625)	東京・近畿圏 (n=2168)	地方圏 (n=1457)
いる	37.3	34.5	41.6
いない	62.6	65.5	58.3
無回答	—	—	0.1

出典:農林水産省消費・安全局「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」

ウ 学校給食における地場産物を使用する割合

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すとされていることから、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。

(%)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	—	27.5	28.1	28.8	29.4	30.0
実績値	26.9	25.8	26.4	26.0		

出典:文部科学省「学校給食栄養報告」

【その他参考資料】

—

【目標】②

「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大

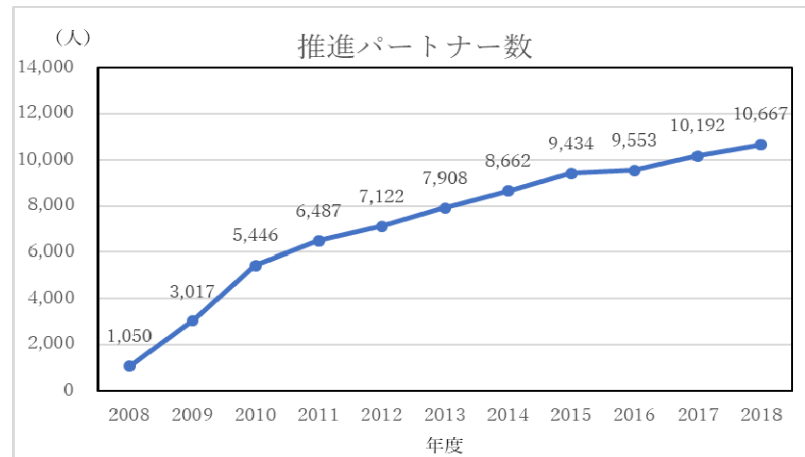
ア 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数

【測定指標の選定理由】

消費者と食の関わり方が多様化する中、生産者と食品関連事業者等との連携を行い、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進することが重要である。このため、国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数を測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、今後3年間で、国産を重視する食品産業事業者(約12万社)の10%が、国産農林水産物消費拡大運動に参加するとして設定した。



(社)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	－	10,300	11,100	12,000
実績値	9,434	9,553	10,192	10,667

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

－

イ 国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合

【測定指標の選定理由】

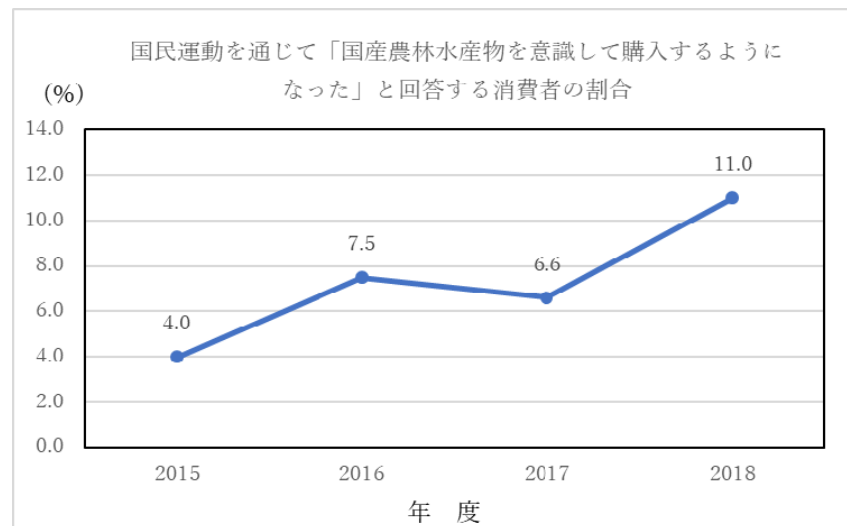
国産農林水産物の消費拡大を推進するためには、国産農林水産物を意識して購入する消費者の割合を増やすことが必要であり、そのためには、国産農林水産物・食品の供給側である食品事業者等による国産消費拡大に向けた取組も必要である。

このため、対象となる行政事業レビューシートにおいて、それぞれに対応した、「①国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」と「②国民運動に参加する事業者・団体数」をアウトカム指標として設定しているところである。

一方、政策評価においては、常時把握が可能な「国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数」を測定指標として設定していたが、外部有識者等からの意見を踏まえ、消費拡大の取組がどれだけ国民の意識変容に効果があったのかを示す測定指標である「国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」を追加することとした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、基準値である平成 27 年度の4%を3年間で3倍に増加させることとして、「30 年度までに 12%に向上」を設定した。また、平成 29 年度から平成 30 年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定程度増加するものとして設定した。



(%)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	－	6.6	9.3	12.0
実績値	4.0	7.5	6.6	11.0

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

－

ウ 一人当たりの米の年間消費量

【測定指標の選定理由】

高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。

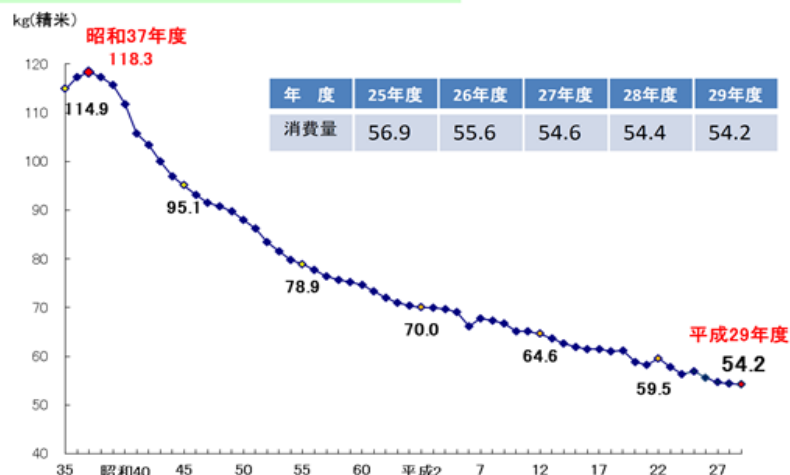
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、食料・農業・農村基本計画に定める平成 37 年度における一人当たりの米の年間消費量 53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上」と設定した。

年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。

米の消費量の推移(1人1年あたり)



出典:農林水産省「食料需給表」

【その他参考資料】

－

エ 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

【測定指標の選定理由】

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の伝統的な食文化であり、バランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを目指す」という目標に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。

【地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合】

(単位: %)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目 標 値	-	43	44	46
実 績 値	41.6	41.5	37.8	49.6

出典: 農林水産省消費・安全局「食育に関する意識調査」

【その他参考資料】

—

【目標】③

市町村における国民運動としての食育の推進

ア 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

【測定指標の選定理由】

食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今後5年間で100%とすることを目指すとされていることから、令和2年度の目標値を100%とした。

【平成30年度 市町村における食育推進計画の作成状況(平成31年3月末時点)】

	平成30年度	(参考) 平成29年度
全市町村数	1,741	1,741
計画作成市町村数	1,476	1,380
計画未作成市町村数	265	361
作成割合	84.8%	79.3%

出典: 農林水産省 HP

【その他参考資料】

—

